

発行/富山県生活文化課・富山県消費生活センター

くらしの情報 とやま

トピックス 平成15年度消費生活相談の概要…P2～P3 2004.6.1 No.105 6・7月号

この情報誌は、富山県ホームページ(<http://www.pref.toyama.jp/sections/1711/1711.htm>)でもご覧になれます。



注文もしないのに、送られてきた雑誌

相談 全く注文もしていない雑誌が突然届き、今日業者から請求書が送付されてきた。契約もしていないので、開封していない。断るため、フリーダイヤルに電話したが、留守番電話になっている。どうしたらよいか。

回答 このように、一方的に商品を送りつけ、それに対して購入をしない旨の明確な通知や、商品を返送しない限り、購入の意思があると勝手にみなして、代金の請求をする商法を、ネガティブ・オプションと言います。

ネガティブ・オプションは、特定商取引法第59条により、商品を受領した日から起算して14日を経過する日（販売業者に商品の引取りを請求した場合は7日を経過する日）までに消費者が購入の承諾をせず、かつ業者による商品の引取りも行なわれなかったときは、販売業者が商品の返還を請求する権利はなくなるとされています。以上の期間が経過したときは、消費者は商品を自由に処分することができます。

相談者には、後々のトラブルを避けるためにも、購読の意思が無いこと、商品を引き取

って欲しいことを、内容証明郵便で、発信することを勧めました。後日、業者から、料金は請求しない、雑誌については自由に処分してほしいとの回答があったそうです。

近年、宅配便や、郵便物の代金引換配達を悪用したことによる被害がしばしば見受けられますので、品物の受取に際しては、本当に家族が申し込んだものかどうか確認する必要があります。



不審なメールに要注意!



携帯電話を利用した架空請求が激増しています。着信メールを開いただけで不当な請求につながるおそれがあります。メールを開いたことだけでは、契約を締結したことにはなりません、心当たりのないメールは開かないことが無難です。

平成15年度消費生活相談の概要

消費生活相談

平成15年度に富山県消費生活センターに寄せられた消費生活相談件数は、16,450件であり、前年度に比べ、9,133件（125%）増加し、過去最高を更新しています。

出会い系サイト、アダルト情報料などの不当請求についての相談が昨年の7倍寄せられ、全体の56%を占めています。携帯電話やインターネットの普及と、機能の充実に伴い、相手が見えないという特性を利用した悪質な行為です。訪問販売では、点検商法によって契約した布団や、屋根補修工事契約などの解約についての相談が多く寄せられています。

総相談件数の85%が、訪問販売や通信販売、マルチ・マルチまがい商法^{*1}等の特殊販売に関する相談で占められています。（※1購入者が、商品の再販売者になり、配当を得るシステム）

急増する役務（サービス）関連相談

強迫的な文言で、アダルト情報料の架空請求や不当請求、いわれなき債権の請求などを記載した郵便が届いたという相談が、増加の一途をたどっています。受信メールを開いたところ、アダルト情報の高額な入会料を請求されたという相談も増えてきました。

訪問販売の点検商法による工事契約や排水管の清掃サービス、多機能電話機などのリース契約についての相談が、多く寄せられました。

商品に関する相談

商品の中では、教養娯楽品が33%（全体では8.2%）を占めています。過去の資格取得教材購入者に新たな契約を迫る二次被害、内職を提供するといわれて高額なパソコンを購入したが、仕事が紹介されず、支払だけが残るといったサイドビジネス商法の相談が寄せられています。

点検商法による布団の購入契約や、高額な床下換気扇設置契約、SF商法による電気治療器具の購入などの相談も寄せられています。

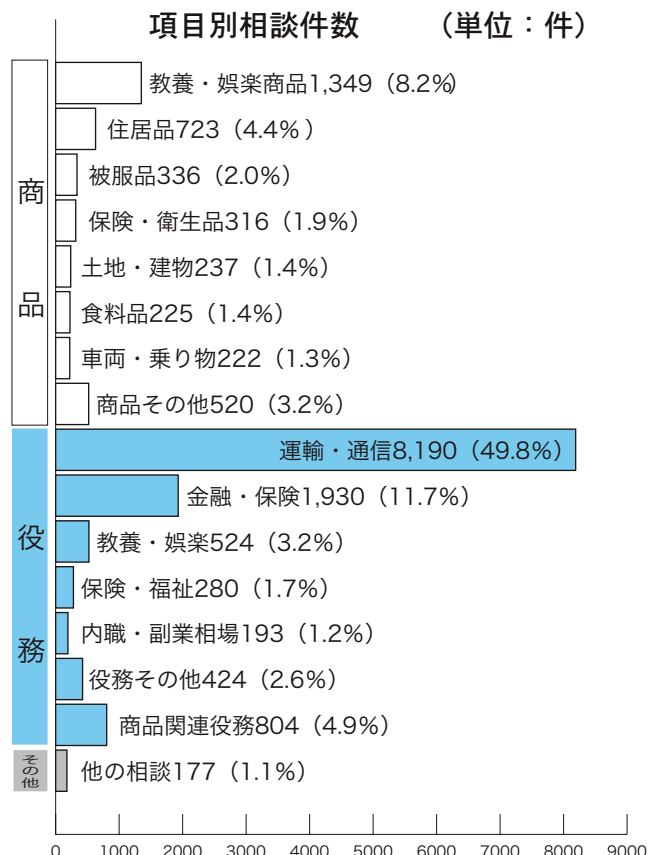
商品の安全性・品質等に関する相談

使用中に煙が出たハロゲンヒーター、発熱した電動車椅子用充電器等に関する相談が寄せられ、原因究明テストを行いました。

クリーニングトラブルに関する相談は、変退色、裂け等があり、原因調査を行いました。

深刻な商品先物取引の相談

低金利の世の中で有利な利殖の方法と誘われて、業者に言われるまま、次々と委託証拠金を預け、わずか数ヶ月の間に多くの損失を出したという商品先物取引の相談が100件余り寄せられています。中には数千万円単位のお金を失ってしまったという深刻な相談も時折あります。

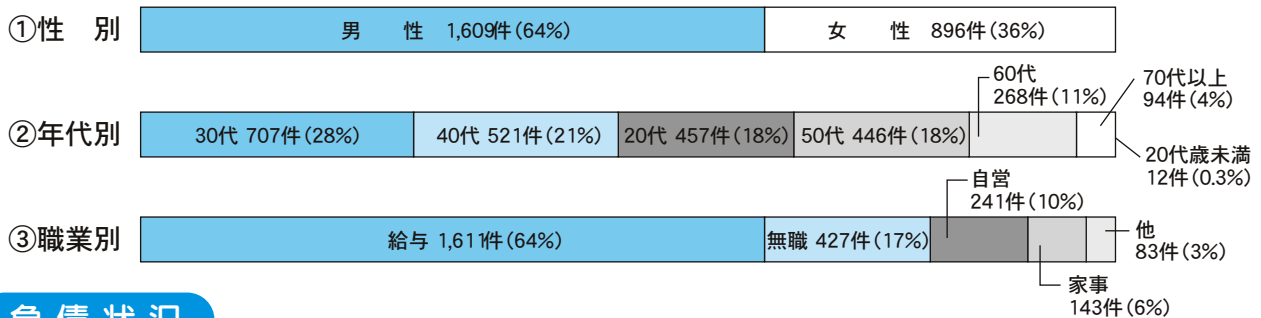


消費者金融相談

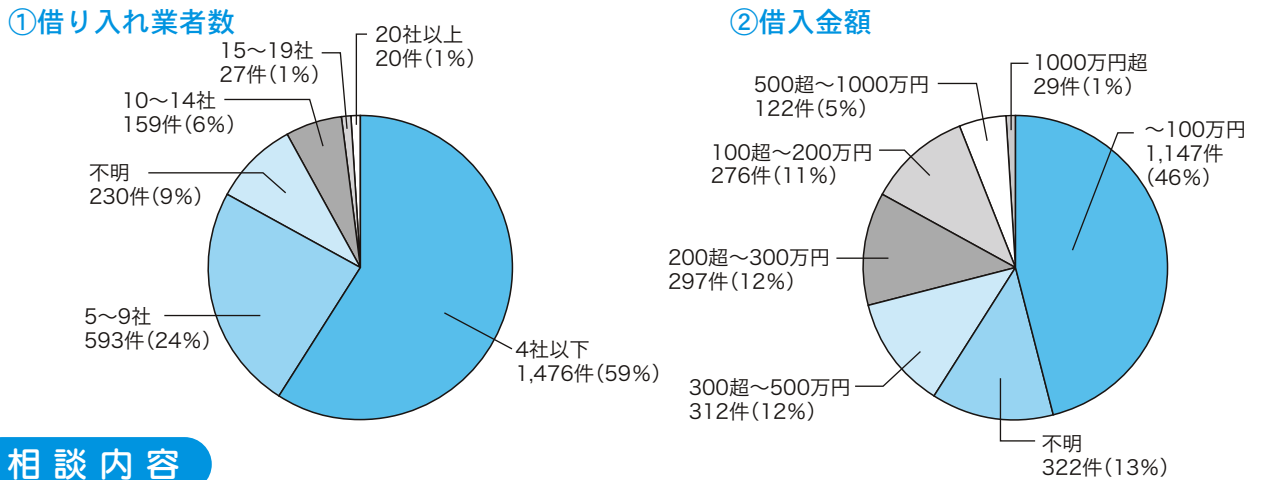
一方、消費者金融に関する相談件数は、2,505件であり、前年度に比べ707件（39%）増加しています。そのうち前年から増え続けてきたヤミ金融に関する相談が1,335件（53%）にのぼり、業者への苦情のほとんどを占めています。

また、相談内容も債務の整理方法、法的知識など、複雑、多様化しています。

債務者特性



負債状況



相談内容

高金利業者への苦情などに関する相談が最も多く1,327件となっており、全体の5割に達しています。前年度の436件に比較すると3.1倍となり、社会問題化しているヤミ金融の被害が増加し続けていることを表しています。次に多いのが、負債の「整理方法」に関する相談で779件、次いで保証人や債務者の家族に対する責任などの「法的知識」に関する相談が210件となっています。

借入金の使途

「生活費」が698件、「遊興費」が452件、「事業資金」が122件、「ギャンブル」が82件、「名義貸し」が66件、「保証人」が35件、「その他、不明」が1,050件となっています。

「その他、不明」が多くなっているのはヤミ金融による架空請求が多発しているため、借り入れ金自体が存在していない（731件）ためです。

参考

多重債務

借金の返済のため別の業者から借金を重ねるという自転車操業を繰り返す、ついには返済できなくなる状態を言う。

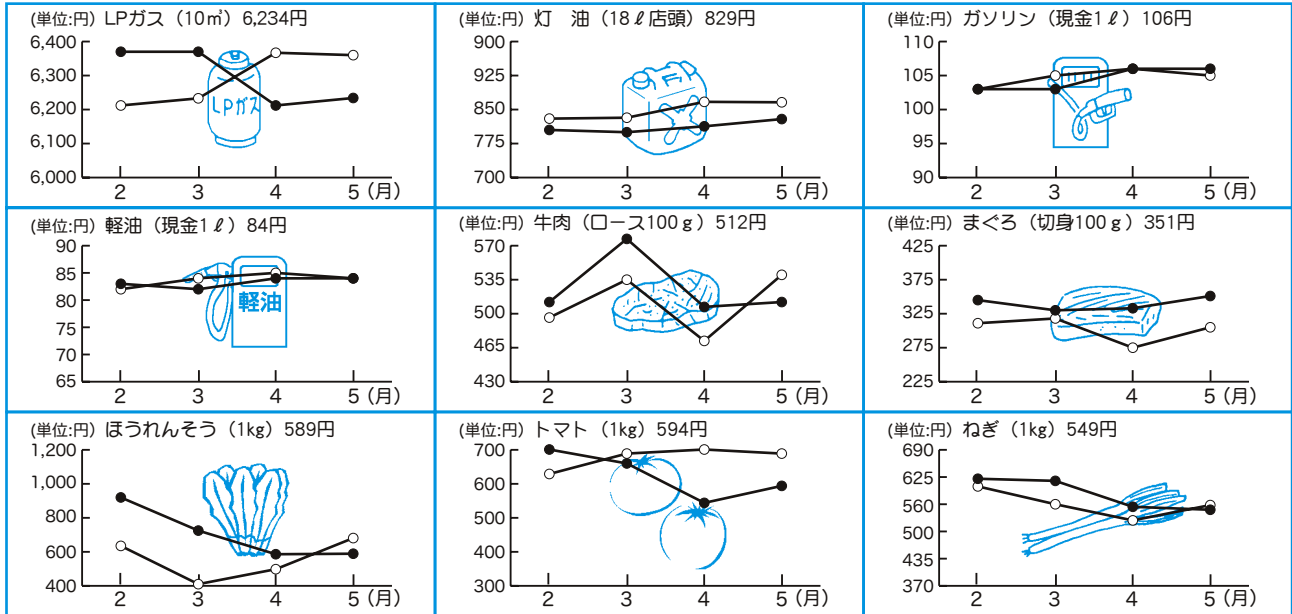
★多重債務に陥らないためには

- ・融資を申し込むとき、本当に今必要なのかよく考える
- ・クレジットカードや消費者金融を利用するときは、金利計算を必ず行う。
- ・返済できる計画が立たないお金は借りない。（一般的に元金の返済額が可処分所得の20%を超えると無理が生じやすいといわれている。）
- ・長期間の返済は、慎重に行なう。（現在の自分の返済資力が将来も続くとは限らない。）
- ・クレジットカードなどは人に貸さない。
- ・人に頼まれても安易に連帯保証人を引き受けない。
- ・返済のための借り入れはしないのが鉄則。

くらしの価格

生活必需物資価格動向調査結果(5月分)

金額 平成16年5月調査の価格
 ● 今年の価格(消費税込み)
 ○ 昨年の価格(消費税込み)



この調査は、非定店(店を特定しない)調査ですので、数字は一応の目安としてください。

「食の安全・安心シンポジウムinとやま」を開催します！

日時と場所：平成16年7月23日(金)(14:00~16:00) とやま自遊館ホールにて。

★県民のみなさまに、食品の安全施策について理解を深めていただくため、内閣府食品安全委員会から講師を招き、シンポジウムを開催します。ふるってご参加下さい。

(参加費：無料) お問い合わせは、富山県食料政策課食品安全係 TEL 076-444-8816

消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

- | | | |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 富山市 ☎076-443-2047 | 上市町 ☎076-472-1111 (140) | 大島町 ☎0766-52-0065 (205) |
| 高岡市 ☎0766-20-1522 | 立山町 ☎076-463-1121 (261) | 城端町 ☎0763-62-1212 (144) |
| 新湊市 ☎0766-82-8236 | 宇奈月町 ☎0765-65-0211 (244) | 平村 ☎0763-66-2131 |
| 魚津市 ☎0765-23-1017 | 入善町 ☎0765-72-1100 (134) | 上平村 ☎0763-67-3211 (15) |
| 氷見市 ☎0766-74-8010 | 朝日町 ☎0765-83-1100 (152) | 利賀村 ☎0763-68-2111 |
| 滑川市 ☎076-475-2111 (323) | 八尾町 ☎076-454-3111 (333) | 庄川町 ☎0763-82-1904 |
| 黒部市 ☎0765-54-2111 (163) | 婦中町 ☎076-465-2111 (244) | 井波町 ☎0763-82-7625 |
| 砺波市 ☎0763-33-1111 (143) | 山田村 ☎076-457-2111 | 井口村 ☎0763-64-2211 |
| 小矢部市 ☎0766-67-1760 (424) | 細入村 ☎076-485-9001 | 福野町 ☎0763-22-1101 |
| 大沢野町 ☎076-467-5810 | 小杉町 ☎0766-56-1511 (1208) | 福光町 ☎0763-52-1111 (245) |
| 大山町 ☎076-483-2517 | 大門町 ☎0766-52-6961 | 福岡町 ☎0766-64-5333 (1334) |
| 舟橋村 ☎076-464-1121 (21) | 下村 ☎0766-59-2101 | |

●富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)

☎(076)432-9233(消費生活相談)

☎(076)433-3252(消費者金融相談)

URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】午前8時30分~午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

●富山県消費者協会(富山県消費生活センター内)

※土曜日・日曜日に消費生活に関する簡単なアドバイスを行っています。

☎(076)432-5690 午前8時30分~午後5時

●富山県消費生活センター高岡支所

高岡市本丸町7番1号(本丸会館内)

☎(0766)25-2777

(消費生活相談、消費者金融相談)